

## 保育士養成課程における 相談援助・家庭支援関連科目に関する一考察

中原 大介

福山平成大学 福祉健康学部  
(こども学科)

E-mail : nakahara@heisei-u.ac.jp

### 【要旨】

平成27年度より子ども・子育て新制度が始まり、保育士資格・幼稚園教諭免許状の両方を持つ「保育教諭」の必要性が高まった。同時に、片方の免許・資格のみを持つ現任教員に対する特例制度もスタートした。その中で、幼稚園教諭免許状を有する者における保育士資格取得のための特例として、一部の科目について統合することで科目を新設し、受講することが可能となった。また、平成31年以降に予定されている保育士養成課程の改訂では「相談援助」「家庭支援論」「保育相談支援」の統合・整理と子育て支援科目の設置が検討されている。

本研究では、保育士養成課程における相談援助・家庭支援関連科目について考察を行った。考察の対象は現行の保育士養成課程における「相談援助」「家庭支援論」「保育相談支援」(以下関連科目と呼ぶ)の3科目とした。

まず、関連科目の保育士養成課程についてその設置経緯を概観した。さらに、厚生労働省の通知と市販テキストの目次を調査し、現行の関連科目の位置づけを検討した。また、全国保育士養成協議会の専門委員会による調査に基づき、保育士の専門性と関連科目との関係性について検討を行った。

関連科目は保護者支援の必要性や福祉職としての保育士が必要とする学習内容から設置されたものであったが、その科目間に重複する内容などが多く散見された。

今後、保育士養成課程における関連科目の改訂が予想されている中で、単純にそれらを統合・整理するだけでなく、その教授内容を精査した上で改訂を進める必要があると思われる。

KEY WORDS : 相談支援・家庭支援・保育士養成課程

## 1. はじめに

現在、保育現場における保育士不足が常態化し、保育士確保が大きな課題となっている。その為に厚生労働省は「保育士確保プラン」を策定し、2017（平成29）年度には46.3万人という具体的な数値目標を掲げながら保育士の確保をめざしている。

一方で、保育士の質の向上も同時に必要となっており、特に保育士養成課程における保育士の専門性の検討や質的向上を目指した取り組みが行われてきている<sup>1)</sup>。1997（平成9）年の児童福祉法改正により、措置制度の廃止に代表される保育制度の大きな変更があり、2001（平成13）年にはこれまで任用資格であった「保育士」資格が、名称独占資格である「保育士」へと変更されることとなった。

また、中央教育審議会の答申により、学習指導要領等の改訂が予定されている。それに伴い幼稚園教諭の養成課程においても、その教授内容についてコアカリキュラム案が示されるなど大きな変更が予定されている<sup>2)</sup>。また2017（平成29）年度に保育所保育指針も改定され、さらに保育士養成課程についても厚生労働省の保育士養成課程等検討会が養成カリキュラムの見直しを検討している。

特に、保育士養成課程検討会においては科目の設置見直しが議論されており、「相談援助」、「家庭支援論」、「保育相談支援」という3科目については統合、整理の上、子育て支援に関わる科目を設置する方向で検討されている<sup>3)</sup>。

また、2015（平成27）年度より子ども・子育て支援新制度が開始され、「保育教諭」が幼保連携認定型こども園に配置されることとなった。保育教諭は保育士資格と幼稚園教諭免許両方を取得していることが必要となっている。その際、片方の免許・資格のみ取得している者に対する特例措置が検討され、幼稚園教諭免許状既取得者が保育士資格を取得する場合の特例、及び保育士資格取得者が幼稚園教諭免許状を取得する場合の特例が認められた。幼稚園免許取得者が保育士資格を取得する場合、従来の教科目である「家庭支援論」と「保育相談支援」が統合された「相談支援」、「社会福祉」と「児童家庭福祉」と「社会的養護」が統合された「福祉と養護」が開講されることとなった<sup>4)</sup>。

この様に、保育士養成課程や幼稚園教諭免許状を持つ者に新たに保育士資格を付与する特例措置において、福祉関係科目の統合整理が検討、実施されている。このこ

とからも従来福祉職としての職務を背負っていた保育士の養成課程において、福祉に関わる科目の重要性が減少しつつあるように考えられる。

本稿では保育士養成課程における相談援助・家庭支援関連科目（以下関連科目）に関わるその設置経緯を概観し、教授内容について市販テキストにおける目次を分析し、全国保育士養成協議会専門委員会における保育士の専門性の調査項目に関する分析を行う。その上で、今後の養成課程における関連科目の重要性について検討を行うこととする。

## 2. これまで保育士養成課程における関連科目の取り扱いについて

ここでは現在の保育士養成課程に設置されている「相談援助」「家庭支援論」「保育相談支援」の各科目についてこれまでの設置経緯などについて検討を行っていく。

現行の保育士養成課程の教科目が設定されたのは2008（平成20）年に実施された保育所保育指針の改定による保育士養成課程の見直しによるものであった。

また、保育士養成課程においては2000（平成12）年の保育所保育指針、2001（平成13）年の児童福祉法の一部改正により保育士資格が国家資格としての位置づけがなされた際の改訂が大きい。その際、保育士の保護者に対する指導が重要な役割の一つとして位置づけられることとなった。

家族を取り巻く環境が大きく変化する中で「家族」がおかれている社会状況をしっかりと把握し、ソーシャルワークの手法を用いてアプローチする必要性について国としても重視していたと考えられる。このことについて高野（2013）も同様に「保育士が保護者や地域社会から期待される役割が深化・拡大し、求められる専門性が高度化・多様化する中で、保育所の専門性を適切に発揮しながら、ソーシャルワーク機能を発揮しつつ、その社会的責任を果たしていくことが重要と思われる。」と述べている<sup>5)</sup>。

また、2008（平成20）年には保育所保育指針の告示化が行われ、従来よりも現場における影響力が増した。さらに、保育所保育指針第6章3（一）において、「保育所は、児童福祉法第48条の3の規定に基づき、その行う保育に支障がない限りにおいて、地域の实情や当該保育所の体制等を踏まえ、次に掲げるような地域の保護者等に対する子育て支援を積極的に行う

よう努めること。」と定義されることによって、地域の子育て支援について重要な役割を保育所、保育士が担うことが求められることとなった<sup>6)</sup>。

このような背景を基として、保育士養成課程において相談援助を代表とするソーシャルワークの手法を導入することが求められるようになっていった。

「相談援助」については、保育士養成課程において次のような経緯をたどっている。

本科目の源流は1948（昭和23）年の厚生省児童局長通知「保母養成施設の設置及び運営に関する件」（児発第105号）における「ケースワーク」、「グループワーク」に認められる。その後1970（昭和45）年の児童家庭局通知によって、ケースワークやグループワークといった福祉系教科目は「社会福祉Ⅱ」として統合され社会福祉における方法論を当該科目で学習するという位置づけが行われた。

その後、本科目は2001（平成12）年の厚生労働省告示198号によって、「社会福祉援助技術」となり、さらに2010（平成22）年の保育士養成課程の変更に伴い、従来実施されてきた社会福祉援助技術の教授内容を引き継いだものとして「相談援助」へと変更がなされた。その際、「社会福祉士等の養成等において、『社会福祉援助技術』が『相談援助』に改められたことを踏まえるとともに、保育との関連で相談援助の内容や方法について学ぶことが重要であるため『相談援助』に変更する。」とその変更理由について述べられている<sup>7)</sup>。

現行の教科目である「家庭支援論」は、2002（平成13）年の保育士養成課程の変更に伴って、新設された科目である。当時は「家族援助論」として新設されていた。その理由として「家族を取り巻く環境の変化等を踏まえ、保育士に求められる家族援助や保護者支援のスキルを修得する。保育士の役割の拡大に対応」するためであり、また「育児相談等家庭支援を担い得る資質の涵養」であるとしている<sup>8)</sup>。

その後2010（平成22）年の保育士養成課程の変更に伴い、現行の「家庭支援論」へと変更された。その理由について「家庭、地域などを視野に入れた支援のあり方や支援体制について理解することが必要となっているため、変更する。」とされている<sup>9)</sup>。

また、保育相談支援については、以下のような経緯をたどっている。

本科目は2010（平成22）年の保育士養成課程から新設された科目である。その理由として、「保育士の『保

護者に対する保育に関する指導』（児童福祉法第18条の4）について具体的に学ぶことが重要であるため、『保育相談支援』を新設する。保育指針第6章の内容を踏まえ、保育実践に活用され、応用される相談支援の内容と方法を学ぶ。」とされている。また「その際、『相談援助』、『家庭支援論』等の科目との関連性や整合性に配慮することが必要である。」とも記されており、関連科目の関連性について、留意しながら設置することが望ましいと考えられていたことが分かる<sup>10)</sup>。

このような経緯をたどり、現行の関連科目は設置されている。鈴木（2015）は「相談援助」及び「保育相談支援」の科目の設置について、「“相応”のソーシャルワーク機能をもつ独自の『保育ソーシャルワーク』を学ぶことが求められている。」と述べている<sup>11)</sup>。また、このような技術については「保育現場においては、とりわけベテラン保育士たちが当たり前に『保護者支援』を行ってきた。そうすることで、子どものよりゆたかな育ちを支えることができるということが自明であったからにはほかならない。」としている<sup>12)</sup>。つまり、保育士資格が国家資格として位置づけられ、度重なる保育所保育指針の改定があった。その中で「保護者支援」のスキル獲得の重要性が高まり、養成課程の中にしっかりと位置づける目的でこれらの科目は設置されてきたと考えられる。現在保育士の定義においては「児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする」者とされている。つまり、以前に「『児童福祉施設において、児童の保育に従事する』とされてきた保育士（保母）の職務内容が、『児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うこと』へと、保護者に対する指導を新たに明確化して位置づける形で広げられた。」事となった<sup>13)</sup>。このことについて鈴木（2015）は「若い保育士たちもそうした先輩保育士の姿を日常的に見ることで体験的な学びが深められて、『保護者支援』の実際は継承されてきていたはずである。」と述べている<sup>14)</sup>。つまりこれまで現場における経験則や経験知として、保育士は保護者支援に関する知識やスキルを得ていたのではないかと考えられる。しかしながら、現場の多忙化や保育士不足、若手職員の定着率の低下などこれまでの経験を中心とした学習モデルを保障することが難しくなっている中で、国としても体系的に養成課程の中でこれらの知識やスキルを身に付けていく必要があると考え、設置された経緯があると思われる。

一方で、厚生労働省、保育士養成課程等検討会議

(2009年第2回開催)において「育児不安を抱える保護者が増加しており、相談援助の技術や他機関との連携がより重要になっているが、2年間の養成で可能なのだろうか。また、地域において1/4がひとり親家庭であり、保育所を抛り所としている方も多い。」という発言や『『地域福祉』『家族援助論』等は4年制に回したらどうか。2年制では子どもの保育を中心に保育士業務のコアを充実させるべき。』<sup>15)</sup>というコメントがあったことから、関連科目の設定については、その内容から2年制養成課程において科目設定することが困難ではないかと考えられていたことが理解できる。その一方で、現在の家族が抱える課題を理解し、その対応について学習する為の教科目設置が必要とされていたこともこのコメントから明らかとなっている。

### 3. 現行の関連科目の位置づけについて

本章では現行の保育士養成課程における関連科目の位置づけについて検討をしていく。

保育士養成課程における各教科目の目標や内容については、厚生労働省からの通知により「教科目の教授内容」として示されている。その「教科目の教授内容」及び市販テキストの目次を元にそれぞれの関連科目の位置づけについて検討をすることとする。

#### (1) 相談援助

教科目「相談援助」については、「1. 相談援助の概要について理解する。2. 相談援助の方法と技術について理解する。3. 相談援助の具体的展開について理解する。4. 保育におけるソーシャルワークの応用と事例分析を通して対象への理解を深める。」とその目標につい

表1 「相談援助」テキスト目次

| テキスト① <sup>17)</sup>          | テキスト② <sup>18)</sup>      |
|-------------------------------|---------------------------|
| 第1講 相談援助の理論                   | 第1章 保育における相談援助            |
| 第2講 相談援助の意義                   | 第2章 相談援助の概要               |
| 第3講 相談援助の機能                   | 第3章 バイステックの7原則            |
| 第4講 相談援助とソーシャルワーク             | 第4章 相談援助の方法と技術            |
| 第5講 保育とソーシャルワーク               | 第5章 相談援助のアプローチ            |
| 第6講 相談援助の対象                   | 第6章 相談援助の具体的展開            |
| 第7講 相談援助の過程                   | 第7章 相談援助における社会資源の活用、調整、開発 |
| 第8講 相談援助の技術・アプローチ             | 第8章 関係機関との協働並びに主な実施機関     |
| 第9講 相談援助の計画・記録・評価             | 第9章 事例検討の意義と目的            |
| 第10講 相談援助の関係機関との協働            | 第10章 相談援助の事例              |
| 第11講 相談援助の多様な専門職との連携          |                           |
| 第12講 相談援助と社会資源の活用、調整、開発       |                           |
| 第13講 ロールプレイ、フェールドワーク等による事例分析  |                           |
| 第14講 虐待の予防と対応等の事例分析           |                           |
| 第15講 障害のある子どもとその保護者への支援等の事例分析 |                           |

| テキスト③ <sup>19)</sup> | テキスト④ <sup>20)</sup>          |
|----------------------|-------------------------------|
| 1章 相談援助の概要           | 第1章 相談援助の概要                   |
| 2章 相談援助の方法と技術(1)     | 第2章 相談援助の方法と理解                |
| 3章 相談援助の方法と技術(2)     | 第3章 相談援助の具体的展開Ⅰ-個人に対する相談援助-   |
| 4章 相談援助の具体的展開        | 第4章 相談援助の具体的展開Ⅱ-小集団を活用した相談援助- |
| 5章 事例分析              | 第5章 記録・連携・協働                  |
|                      | 第6章 事例分析                      |

て記述されている<sup>16)</sup>。

「相談援助」に関しては、ソーシャルワークの歴史や定義、意義などの理解に始まり、援助の展開過程や事例分析など概念から具体的な事例への適用までを見通した内容が多く見られた。また、自己覚知や他者理解、記録の取り方などに関する項目も多くみられた。これらの内容については、本科目が演習科目であることも影響していると考えられる。

#### (2) 家庭支援論

また「家族援助論」については「1. 家庭の意義とその機能について理解する。2. 子育て家庭を取り巻く社会的状況等について理解する。3. 子育て家庭の支援体制について理解する。4. 子育て家庭のニーズに応じた多様な支援の展開と関係機関との連携について理解する。」と記述されている<sup>21)</sup>。

表2 「家庭支援論」テキスト目次

| テキスト① <sup>22)</sup> | テキスト② <sup>23)</sup> |
|----------------------|----------------------|
| I 家庭支援の対象と役割         | 第1章 子育てと家族・家庭        |
| II 子どもと家族            | 第2章 子育てをめぐる問題        |
| III 保育士による家庭支援       | 第3章 子育て家庭支援の政策動向と展望  |
| IV 保育所・幼稚園における家庭支援   | 第4章 子育て家庭支援のあり方      |
| V 在宅子育て家庭への支援        | 第5章 特別なニーズを持つ家族と援助   |
| VI 要保護児童とその家庭への支援    | 第6章 世界の子育て           |
| VII 家庭への個別的な支援       |                      |
| VIII 家庭支援に関わる法・制度    |                      |
| IX 子どもと家庭を支える機関や人    |                      |
| X 子どもと家庭を支援するサービス    |                      |
| XI 家庭支援や地域の子育て支援の実際  |                      |

  

| テキスト③ <sup>24)</sup>      | テキスト④ <sup>25)</sup>         |
|---------------------------|------------------------------|
| 第1講 学童の意義と機能              | 第1章 地域社会の要容と子育て家庭            |
| 第2講 家庭支援の必要性              | 第2章 家族と家庭                    |
| 第3講 保育士等が行う家庭支援の原理        | 第3章 現代における夫婦・親子関係の理解と支援      |
| 第4講 家庭生活を取り巻く社会的状況の進化     | 第4章 現代における親の理解と支援            |
| 第5講 地域社会の要容と家庭支援          | 第5章 現代における子育て家庭の状況の理解と支援     |
| 第6講 現代の家庭における人間関係         | 第6章 子育て支援政策とサービス             |
| 第7講 男女共同参画社会とワーク・ライフ・バランス | 第7章 子育て家庭支援の原理と支援方法          |
| 第8講 子育て家庭の福祉を促すための社会資源    | 第8章 保育所入所児童等の子育て家庭への支援       |
| 第9講 子育て支援施設・世代育成支援施設等の推進  | 第9章 地域の子育て家庭への支援             |
| 第10講 多様な子育てサービスの概要        | 第10章 保護を要する子ども・家庭への支援        |
| 第11講 保育所入所児童の家庭への支援       | 第11章 障がいのある子どもをもつ家庭および世帯への支援 |
| 第12講 地域の子育て家庭への支援         | 第12章 これからの子育て家庭への支援の課題と展望    |
| 第13講 要保護児童およびその家庭に対する支援   |                              |
| 第14講 子育て支援における関係機関との連携    |                              |
| 第15講 子育て支援サービスの課題         |                              |



おおむね家族の機能や役割理解、現代家族の抱える問題点についての理解など社会的な情勢について理解をした上で、具体的な支援内容やサービスについて理解を深められるようになっていた。また、その中で世界の子育てやワーク・ライフ・バランスといった労働施策に関するテーマについても触れているものも見受けられた。

### (3) 保育相談支援

「保育相談支援」については「1. 保育相談支援の意義と原則について理解する。2. 保護者支援の基本を理解する。3. 保育相談支援の実際を学び、内容や方法を理解する。4. 保育所等児童福祉施設における保護者支援の実際について理解する。」とされている<sup>26)</sup>。

表3 「保育相談支援」テキスト目次

| テキスト① <sup>27)</sup> | テキスト② <sup>28)</sup>               |
|----------------------|------------------------------------|
| 第1章 保育相談支援の意義        | 第1章 保育相談支援とは何か                     |
| 第2章 保育相談支援の原則        | 第2章 保育相談支援の方法                      |
| 第3章 保育相談支援の進め方       | 第3章 保育相談支援の展開過程                    |
| 第4章 保育相談支援の技術        | 第4章 保育所における保育相談支援                  |
| 第5章 保育相談支援の技術を磨くために  | 第5章 児童福祉施設における保育相談支援               |
| 第6章 保育相談支援の事例        |                                    |
| テキスト③ <sup>29)</sup> | テキスト④ <sup>30)</sup>               |
| 1章 保育相談支援とは          | 第1講 保護者に対する保育相談支援の意義               |
| 2章 保育相談支援の基本         | 第2講 保育の特性と保育士の専門性を活かした支援           |
| 3章 保育相談支援の実際         | 第3講 子どもと保育の利益と福祉の重畳                |
| 4章 児童福祉施設の保育相談支援     | 第4講 子どもと成長の喜びの共有                   |
|                      | 第5講 保護者の養育力の向上に資する支援               |
|                      | 第6講 信頼関係を基本とした受容のかかわり、自己決定、秘密保持の尊重 |
|                      | 第7講 地域の資源の活用と関係機関等との連携・協力          |
|                      | 第8講 保育に関する保護者に対する指導                |
|                      | 第9講 保護者支援の内容                       |
|                      | 第10講 保護者支援の方法と技術                   |
|                      | 第11講 保護者支援の計画、記録、評価、カンファレンス        |
|                      | 第12講 保育所における保育相談支援の実際              |
|                      | 第13講 保育所における特別な対応を要する家庭への支援        |
|                      | 第14講 児童福祉施設等要保護児童の家庭に対する支援         |
|                      | 第15講 障害児施設、母子生活支援施設等における保育相談支援     |

本科目については、科目の特性上「相談援助」と重複する内容があるように思われる。相談支援の過程やその技術については、重複せざるを得ないと考えられる。また、現在の家庭がおかれている状況や他機関との連携について説明を行っている項目も見受けられ、「家庭支援論」と重複する項目もあるように感じられた。しかし、具体的な事例については細かくシチュエーションを分けて記載されている傾向が感じられ、「相談援助」以上に具体的な事例を検討することができる内容で構成されて

いると思われる。

### 4. 保育士の専門性と関連科目について

本章では全国保育士養成協議会の専門委員会できりとめられた「保育士の専門性の調査」に基づいて、関連科目と保育士の専門性との関連について概観することとする。2012（平成24）年度に一般社団法人全国保育士養成協議会専門委員会において、保育所・児童養護施設・乳児院に勤務する職員、保育士養成校に勤務する教員を対象として保育者の専門性について調査が行われた。

その「専門性」の中に「家庭支援・地域連携」に関わる項目が設定されていた。具体的な質問項目は、「子どもにとっての『家庭』の意義及び機能を理解している」、「ソーシャルワークの方法と技術について理解している」、「子育て家庭のニーズに応じた多様な支援体制と関係機関との連携について理解している」、「個々の状況に応じた保護者支援の方法を考えることができる」、「子育て家庭に対する相談援助をすることができる」、「子育て家庭に対する情報・技術の提供をすることができる」などという内容であった<sup>31)</sup>。これらの項目について、養成課程在籍中から勤務開始後いつ頃までに身につけることが望ましいか、という調査が行われている。それぞれの現場での回答をみると、養成校教員は、「卒業までに」から「勤務後5年まで」といった比較的早い段階で身に付けておくことが望ましいと考えているようであったが、現場の保育士は比較的遅い段階で、「現場に出てから」身に付けてもらいたいと考えている様子がみられた。このように保育士の専門性を検討した際、養成校と現場で求めているスキルの獲得時期に差はあるが、ソーシャルワークの要素を含んだ知識・技能の獲得について必要性を感じていることが分かる。

その一方で保育士の専門性の中に「ソーシャルワーカー」としての役割が求められるかどうかについては、様々な議論がある。

高野（2013）はこの議論について、ソーシャルワークの主体は保育士であるという捉え方とそうでない考え方があるとしている。また、社会福祉援助技術や現行の相談援助導入のきっかけともなっている「保育指導」という概念と必ずしも「ソーシャルワーク」という考え方が一致するとはいえないという意見もあるとしている<sup>32)</sup>。

教科目「相談援助」については、2009（平成21）

年の変更当時、名称や内容について様々な意見が出された。名称については「『保育に関する相談援助』又は『保育における相談援助』としたらどうか。」という意見や他の福祉系資格との対比において「社会福祉士の業務の『相談援助』ではない、保育士の専門性を生かした相談支援を戦略的につくっていくということだと思ふ。」というような意見がみられた<sup>33)</sup>。また「保育士養成として基本的に大切なものはなにかという検討がまずなければならず、実際の養成の場において幼・小など複数資格への対応があるが、保育士養成のあるべき姿を明確にすることが必要。」という意見も出ていた<sup>34)</sup>。

このように、保育士の専門性としてソーシャルワークの視点は求められていると思われるが、他資格との対比や「保育」との関わりの中でその内容をどのように確立するかということは、科目設置当時の課題であったと考えられる。

## 5. おわりに

保育士養成課程の今後の見通しとして、2019（平成31）年の養成課程の改訂がめざされている。それには2017（平成29）年の保育所保育指針の改訂や教職課程の大きな変革によってもたらされるものが大きい。これまでの保育士養成課程の改訂については、いくつかのポイントがあった。例えば、2001（平成13）年には保育士の国家資格化に伴う保育士養成課程の改訂があり、その後保育所保育指針や児童福祉法の改定に伴い、そのカリキュラムは見直しをされてきた。

同時に幼稚園教諭養成課程との共通化について、特に保育内容分野、基礎技能、保育表現分野で検討がなされてきた。その成果の一つとして、保育士資格及び幼稚園教諭免許を取得し、幼保連携型認定こども園で勤務する職員を「保育教諭」とする事ができるようになったことが挙げられる。

また、これまでも2年制カリキュラムと4年制カリキュラムの差異化や国家試験導入に関する検討などが都度俎上になっており、これからも保育士養成課程のカリキュラム研究を今後も深めていく必要性は高いと考えられる。

本稿ではこれまで保育士養成課程における「相談援助」「家庭支援論」「保育相談支援」という相談援助・家庭支援関連科目のありようについて検討を行ってきた。

関連科目については、1948（昭和23）年に設置された教科目「ケースワーク」及び「グループワーク」に端

を発し、これまで名称変更や家庭支援、保育指導という要素を含みながら脈々と続いてきた。

しかしながら前述のように、2019（平成31）年度の保育士養成課程において、これらの科目の統合とそれに替わる「子育て支援」科目の設置が検討されている。その検討過程において、検討内容（例）等に対する意見として、以下の様な内容が挙げられている<sup>35)</sup>。

○保護者と連携した「子どもの育ちの支援」という理念を踏まえた、関係科目（「家庭支援論」「保育相談支援」「相談援助」）の整理・充実、「子育て支援」に関する科目の検討

### 【主な意見】

○保護者への対応については、総合的な力を養うことが重要。

○対人援助関係科目数は増えてきたが、重複している部分や充実する内容を整理する必要がある。

これらの科目については、2010（平成22）年時の養成課程改定時に、相談援助については「『相談援助』についても内容を精査し、全般的なスキルを踏まえ段階を追って考えていくべきである。」という意見や保育相談支援については「『保育相談支援』とするエビデンスがどこにあるのか疑問であり、教えられる人がいるとも思えない。」という厳しい意見<sup>36)</sup>などが挙がっていた。また、鈴木（2015）は教科目として設置された後に「2011（平成23）年度入学生から、『相談援助』『保育相談支援』の教授が始まった。保育現場においては、以前から保護者対応についてはそれぞれの経験値のなかで日常的に行われてきた、否行わざるを得ないものであったが、ここで改めて保育士養成上学ばなければならないものとされたのである。とはいうものの、その教授方法については担当者として未だ試行錯誤の途上にある。」（傍点筆者）と指摘している<sup>37)</sup>。その教授の困難性や相談援助との棲み分けは、授業担当者が教授内容に工夫を要するものであったことが想像できる。つまり、その必要性が唱えられながらもその教授内容の整理や方向性については、設置当時から現在に至るまで、試行錯誤がなされている状態であると考えられるだろう。

このような試行錯誤が主な理由ではないと思われるが、前述のように保育教諭の特例科目設置においては福祉系科目の統合、即ち教授内容の圧縮が行われている。また、新しい養成課程の検討においては「相談援助」「家庭支援論」「保育相談支援」について、統合整理の

対象となっている。2001（平成13）年の保育士養成課程の改訂による「社会福祉援助技術」設置時には、全国保育士養成協議会の専門委員会によって「『教科目の教授内容』における『社会福祉』『社会福祉援助技術』『児童福祉』が大学教育の超縮小版であるのは問題であり、再検討が求められよう」とその内容の多様さについてすでに指摘を受けていた<sup>38)</sup>。つまり、福祉職として出発した保母（保育士）の養成課程において必要となるであろう関連科目が、縮小版であってはならないと指摘を受けながらも、なお「縮小」傾向にあると考えられる。

これまで、現行の保育士養成課程における相談援助・家庭支援関連科目の抱える問題点について述べてきたが、今後保育士養成課程における福祉系科目に大きな変革が予定されている。

厚生労働省は医療福祉系の専門資格について、「共通基礎課程」の導入を検討している。

これは「医療・福祉人材の最大活用のための養成課程の見直し」として、平成28年5月に政府の第8回経済財政諮問会議の「経済・財政再生計画に沿った社会保障改革の推進（2）」において示されたものである。その目標は「潜在有資格者の掘り起こしとともに、多様なキャリアパス構築等を通じた人材の有効活用の視点が必要不可欠。」であるとし、「医療・福祉の複数資格に共通の基礎課程を創設し、資格ごとの専門課程との2階建ての養成課程へ再編することを検討。」及び「資格所持による履修期間の短縮、単位認定の拡大を検討。」するとされている<sup>39)</sup>。

この検討は2021年までに一定の結論を出すこととされており、その時にまた、保育士養成課程は大きな変革を迎えることになると考えられる。

今後、これらの保育士養成課程や医療福祉系の専門資格における共通基礎課程の導入における動向を注意深く見守りながら、「保育士の専門性を生かした相談支援を戦略的につくっていくということ」<sup>40)</sup>が相談援助・家庭支援関連科目に求められた課題であると考えられる。その為には、①保護者支援に関わるソーシャルワークの知識・技法を身に付けるための「相談援助」科目を維持する。②「相談支援」との棲み分けが難しいと思われる「保育相談支援」を保育現場における実践内容をより深く学習する内容に変更する、もしくは「保育相談支援」を保育士養成課程等検討会が検討している「子育て支援」に関する科目として設置する。③「家庭支援論」に

ついては、今後増加するであろう多様な家族への理解を深めるためにも家庭のおかれた社会的背景などをより深く理解できるような教授内容を検討する。

単純に科目の整理、統合だけでなく上記3項目について検討、整理を行うことがソーシャルワークスキルを求められる現代の保育士に必要とされる資質向上につながるのではないかと考えられる。今後、その具体的な方策について検討していくことを課題としたい。

## 引用・参考文献

- 1) 一般社団法人 全国保育士養成協議会専門委員会編著（平成24年）『平成24年度 専門委員会課題研究報告書 保育者の専門性についての調査－養成課程から現場へとつながる保育者の専門性の育ちのプロセスと専門性向上のための取り組み－』、一般社団法人全国保育士養成協議会、
- 2) 文部科学省「教職課程コアカリキュラムの在り方に関する検討会」、[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/126/index.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/126/index.htm) 2017/09/25
- 3) 厚生労働省「保育所保育指針改定を踏まえた保育士養成課程の検討内容（例）」、[http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11901000-Koyoukintoujidoukateikyoku-Soumuka/shiryous3\\_6.pdf](http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11901000-Koyoukintoujidoukateikyoku-Soumuka/shiryous3_6.pdf) 2017/09/25
- 4) 厚生労働省「幼稚園教諭免許状を有する者における保育士資格取得特例」、[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo\\_kosodate/hoiku/tokurei.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/hoiku/tokurei.html) 2017/09/25
- 5) 高野亜紀子（平成27年）「保育ソーシャルワークと保育士養成に関する一考察」『東北福祉大学研究紀要』、p.160
- 6) 厚生労働省「保育所保育指針（平成20年告示）」、<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/hoiku04/pdf/hoiku04a.pdf> 2017/09/25
- 7) 厚生労働省「保育士養成課程等の改正について（中間まとめ）」pp6-pp7 <http://www.mhlw.go.jp/shingi/2010/03/dl/s0324-6a.pdf> 2017/09/25
- 8) 社団法人 全国保育士養成協議会専門委員会編著（平成19年）『保育士養成資料集第46集 保育士養成システムのパラダイム転換Ⅱ－養成課程のシークエンスの検討－』、社団法人全国保育士養成協議会、p.28
- 9) 厚生労働省「保育士養成課程等の改正につい



- て(中間まとめ)」p.6 <http://www.mhlw.go.jp/shingi/2010/03/dl/s0324-6a.pdf> 2017/09/25
- 10) 厚生労働省「保育士養成課程等の改正について(中間まとめ)」pp5-pp6 <http://www.mhlw.go.jp/shingi/2010/03/dl/s0324-6a.pdf> 2017/09/25
- 11) 鈴木久美子(平成27年)「保育士養成課程における『相談援助』科目に関する研究」『常葉大学短期大学部紀要』、p.108
- 12) 鈴木(前掲)、p.108
- 13) 社団法人 全国保育士養成協議会専門委員会編著(平成19年)『保育士養成資料集第46集 保育士養成システムのパラダイム転換Ⅱ-養成課程のシークエンスの検討-』、社団法人全国保育士養成協議会、p.25
- 14) 鈴木(前掲)、p.108
- 15) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局「第2回保育士養成課程等検討会 議事要旨」、<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2009/12/s1214-15.html> 平成29年9月25日
- 16) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について」(別添1) 社団法人全国保育士養成協議会HPより [http://www.hoyokyo.or.jp/nursing\\_hyk/reference/26-3s2-2.pdf](http://www.hoyokyo.or.jp/nursing_hyk/reference/26-3s2-2.pdf) 平成29年9月25日
- 17) 公益財団法人 児童育成協会 監修(平成27年)『相談援助 基本保育シリーズ⑤』、中央法規出版株式会社
- 18) 成清美治・真鍋顕久編著(平成29年)『保育士のための相談援助』、(株)学文社
- 19) 笠師千恵 小橋明子(平成26年)『相談援助 保育相談支援』、株式会社中山書店
- 20) 小林育子 小館静枝 日高洋子(平成23年)『保育者のための相談援助』、(株)萌文書林
- 21) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について」(別添1) 社団法人全国保育士養成協議会HPより[http://www.hoyokyo.or.jp/nursing\\_hyk/reference/26-3s2-2.pdf](http://www.hoyokyo.or.jp/nursing_hyk/reference/26-3s2-2.pdf) 平成29年9月25日
- 22) 橋本真紀 山縣文治編(平成26年)『よくわかる 家庭支援論』、株式会社ミネルヴァ書房
- 23) 松本園子他(平成26年)『実践 家庭支援論』、有限会社 ななみ書房
- 24) 公益財団法人 児童育成協会 監修(平成27年)『家庭支援論 基本保育シリーズ⑬』、中央法規出版株式会社
- 25) 上田衛編(平成28年)『学ぶ・わかる・みえる シリーズ 保育と現代社会 保育と家庭支援【第2版】』、株式会社 みらい
- 26) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について」(別添1) 社団法人全国保育士養成協議会HPより[http://www.hoyokyo.or.jp/nursing\\_hyk/reference/26-3s2-2.pdf](http://www.hoyokyo.or.jp/nursing_hyk/reference/26-3s2-2.pdf) 平成29年9月25日
- 27) 小林育子(平成24年)『演習 保育相談支援』、(株)萌文書林
- 28) 伊藤嘉余子(平成25年)『子どもと社会の未来を拓く 保育相談支援』、株式会社 青踏社
- 29) 笠師千恵 小橋明子(平成26年)『相談援助 保育相談支援』、株式会社中山書店
- 30) 公益財団法人 児童育成協会 監修(平成27年)『保育相談支援基本保育シリーズ⑩』、中央法規出版株式会社
- 31) 一般社団法人 全国保育士養成協議会専門委員会編著(平成24年)『平成24年度 専門委員会課題研究報告書 保育者の専門性についての調査-養成課程から現場へとつながる保育者の専門性の育ちのプロセスと専門性向上のための取り組み-』、一般社団法人全国保育士養成協議会、pp.147-150
- 32) 高野(前掲)、p.161
- 33) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局「第3回保育士養成課程等検討会 議事要旨」、<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2010/01/s0118-9.html> 平成29年9月25日
- 34) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局「第2回保育士養成課程等検討会 議事要旨」、<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2009/12/s1214-15.html> 平成29年9月25日
- 35) 厚生労働省「保育所保育指針改定を踏まえた保育士養成課程の検討内容(例)」、[http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11901000-Koyoukintoujidoukateikyoku-Soumuka/shiryoku3\\_6.pdf](http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11901000-Koyoukintoujidoukateikyoku-Soumuka/shiryoku3_6.pdf) 2017/09/25
- 36) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局「第2回保育士養成課程等検討会 議事要旨」、<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2009/12/s1214-15.html> 平成29年9月25日



- 37) 鈴木(前掲)、pp.105-106
- 38) 社団法人 全国保育士養成協議会専門委員会編著  
(平成19年)『保育士養成資料集第46集 保育士養成システムのパラダイム転換Ⅱ－養成課程のシーケンスの検討－』、社団法人全国保育士養成協議会、p.48
- 39) 内閣府 平成28年第8回経済財政諮問会議 資料6「経済・財政再生計画に沿った社会保障改革の推進②」、[http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/minutes/2016/0511/shiryo\\_06.pdf](http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/minutes/2016/0511/shiryo_06.pdf) 平成29年9月25日
- 40) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局「第3回保育士養成課程等検討会 議事要旨」、<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2010/01/s0118-9.html> 平成29年9月25日

# A Study of Social Work and Family Support Courses in the Curriculum for Training Childcare Workers

Daisuke NAKAHARA

Department of Childhood Education,  
Faculty of Welfare and Health Science,  
Fukuyama Heisei University

## Abstract

In 2015, Comprehensive Support System for Children and Child-rearing has started. Since then, "nursery school teachers" who have both childcare qualifications and kindergarten teaching licenses have become increasingly essential. At the same time, the system to allow special cases for getting these qualifications for current teachers who only have one of these qualifications or licenses has also started. In this system, one special case which became possible is for whom have a kindergarten teaching license could acquire childcare qualifications by taking a newly established course which combines some parts of several subjects. Additionally, the establishment of childcare courses and the organization and consolidation of "social work", "family support theory", and "consultation and support for childcare" courses has being examined for the revisions to the childcare worker training curriculum planned after 2019.

This study considers the course subjects which are related to consultation assistance and family support in the curriculum for training childcare workers.

This study first outlined the events which led to the establishment of the curriculum for training childcare workers in the relevant course subjects. Then it went on to examine the Ministry of Health, Labour and Welfare's reports and the table of contents of many commercially available texts, and investigated how the relevant course subjects are currently situated. Moreover, it examined the specialization needed to be a childcare worker and its relationship with the relevant course subjects. This examination was based on a survey conducted by the advisory committee of the National Association for Training Childcare Workers.

The relevant course subjects have been established based on the academic content which has been deemed necessary for childcare workers as welfare professionals and the necessity of supporting guardians. However, I found a lot of overlapping contents that can be found in these subjects.

As revisions to the relevant course subjects in the childcare worker curriculum are anticipated, it seems to be essential to go beyond simply consolidating and organizing the relevant course subjects and to make revisions to these relevant course subjects upon carefully investigating their educational content.

KEY WORDS : Social work, family support, curriculum for training childcare workers